

万博国際交流プログラム推進要綱

令和6年1月19日
内閣官房国際博覧会推進本部事務局決定

第1 目的

本要綱は、2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）の開催により多くの万博参加国・地域の関係者や来場者が来訪することを契機に、全国の地方公共団体（二以上の地方公共団体による連携主体を含む。以下同じ。）が万博参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を行うことによって、交流の拡大を図り、地域の活性化等を推進することを目的とする。

第2 定義

（1）本要綱において、万博国際交流プログラムとは、第1に定める目的を達成するため、地方公共団体が行う住民等と次に掲げる全ての者との交流及び当該交流に伴い行われる取組であって、地域経済の振興や青少年育成を図ろうとするものをいう。

ア 万博参加国・地域のナショナルデーのイベント参加、万博参加国・地域のパビリオンの準備・運営等に関わる者

イ 万博参加国・地域の関係者

ウ 万博の企画・運営等に関わる日本側の万博関係者

（2）本要綱において、万博国際交流自治体とは、(1)を行う地方公共団体として、第3により登録を受けた団体をいう。

第3 登録等の手続き

（1）万博国際交流自治体への登録を希望する地方公共団体は、内閣官房国際博覧会推進本部事務局（以下「内閣官房」という。）に対し、交流計画を提出する。

（2）交流計画には、次に掲げる事項を記載する。

ア 交流の相手国に関する内容

イ 行おうとする交流及び当該交流に伴い行われる取組の内容

交流の相手国が実施するナショナルデーのイベント等の会場内での取組への参加・協力の内容

その他会場内外で行われる取組の内容

ウ その他交流の実施に必要と認められる事項

- (3) 内閣官房は、交流計画に記載された事項が第2に合致し、かつ、当該計画が確実かつ万博後も継続的に実施される見込みがある場合は、当該計画を提出した地方公共団体を万博国際交流自治体として登録する。
- (4) 内閣官房は、登録を行った場合は、その概要を関係府省庁に通知するとともに、インターネットその他の方法により公表する。
- (5) (3)の登録後に交流計画に記載された事項の変更を希望する地方公共団体は、内閣官房に対し、変更後の交流計画（以下「変更計画」という。）を提出する。
- (6) 変更計画には、(2)に掲げる事項を記載する。
- (7) 内閣官房は、変更計画に記載された事項が第2に合致し、かつ、当該変更計画が確実かつ万博後も継続的に実施される見込みがある場合は、当該変更計画の概要を関係府省庁に通知するとともに、インターネットその他の方法により公表する。
- (8) 地方公共団体は、提出した交流計画を取り下げるときは、内閣官房に対しその旨を報告する。
- (9) 内閣官房は、地方公共団体から交流計画の取下げに係る報告を受けた場合は、(3)の登録後の場合は登録を撤回し、当該撤回について関係府省庁に通知するとともに、インターネットその他の方法により公表する。

第4 支援

内閣官房は、万博国際交流自治体に登録意向を持つ地方公共団体の相談に応じるとともに、関係府省庁等と連携し、万博国際交流自治体が円滑に事業を実施できるよう、支援を行う。

第5 その他

この要綱の細目は、内閣官房が定める。